平成２４年（フ）第６５４号
岡山県瀬戸内市邑久町北池819番地
債務者　原田　勝久
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻岡　正義
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２号
福岡県飯塚市楽市384番地１　プレステージ楽市Ａ202、前住所香川県高松市香西南町187番地２
債務者　岡部　康浩
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　明輝
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第３９号
徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚82番地
債務者　福池　仁志
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　稔男
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
福岡県行橋市大字上稗田848番地、住民票上の住所福岡県行橋市大字上稗田849番地
債務者　白石　俊美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　　潤
4　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第４号
群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬984番地
債務者　根岸　義満
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川亮輔
4　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
金沢市横山町12番15号
債務者　藤田健人こと　藤田　健一
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　三信
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１４号
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居787番地
債務者　児浦　幸宏
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　圭市
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
山口市吉田2438番地
債務者　野村　幸治
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　宏信
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
山口県防府市大字田島1433番地の１　コプロス由優103号、前住所山口市下小鯖1330番地46
債務者　伊藤　和昭
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　茂美
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
盛岡市松園３丁目２番21号
債務者　小松正三郎
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　　洋
4　破産債権の届出期間　平成25年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２１６号
広島市東区馬木１丁目７番地の３
債務者　清芳園こと　新谷　　清
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水中　誠三
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９４号
神戸市東灘区田中町２丁目17番19号、従前の住所神戸市東灘区田中町２丁目17番２号
債務者　藤井司法書士事務所こと　藤井　　渉
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幸寺　　覚
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８３号
大阪市住吉区長居東４丁目19番１号　東長居第２住宅１号館301号
債務者　塚本　保夫
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髭野　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３７号
大阪市西成区千本北１丁目10番19号
債務者　古谷　暢英
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　睦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８０号
大阪市東淀川区東中島１丁目14番１―309号、前住所大阪府吹田市江坂町３丁目62番１―407号
債務者　徳山　直清
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉りつ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部